

## 第 2 部 各論

## 第5章 第3期障がい者計画

### 1. 施策の展開

#### 【基本目標1】心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

すべての人が安心して生き生きと暮らすためには、障がい、年齢、性別などの差異に関わらず、共に生活し活動する社会を目指すソーシャルインクルージョンの意識が必要です。

障がいのある人もない人も、誰もが地域社会の一員として人格と個性を尊重し、互いに支え合うことによって、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

#### 1. 共生社会への啓発活動の推進

共生社会の実現のため、地域住民や事業所等に対して福祉・人権学習の充実を図るとともに、すべての人を個人として尊重し互いに思いやり、助け合う心を育てる福祉教育を推進していきます。



##### 【施策の方向】

福祉教育の充実とあわせ、障がいや障がいのある人についての誤った知識を取り除くことが大切であり、継続した学習やあらゆる機会を捉えて正しい理解や認識について啓発することが重要です。障がいの特性を理解し、日常生活でのちょっとした手助けや配慮の実践を促進する「あいサポート運動」を今後も推進し、住民と共に障がいのある人が暮らしやすい地域社会を作っていきます。

さらに、平成29年9月施行の「あいサポート条例」により、義足や人工関節を使用していたり、内部障がいや難病、妊娠初期など外見ではわからなくても、援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮が必要であることを知らせることで援助が受けやすくなるようにヘルプマークが作成されました。今後はこのヘルプマークの普及にも取り組んでいきます。

また、特に精神障がいのある人に対する誤解や偏見が、回復途上の精神障がいのある人の地域での自立を阻害する大きな原因となっていることから、町報やホームページ、障害者週間などの機会を捉えて、障がい理解の啓発や人権教育の推進などを行います。

## 【主な事業】

事業名	内容
あいサポート運動 の推進 	障がいへの理解を深め、日常生活で合理的配慮を実践するあいサポート運動を町全体で推進していくため、町民、事業所、学校等への研修を積極的に行います。
ヘルプマークの 普及促進（新） 	援助の必要な人が助けてほしいという意思をわかりやすく表明し、周囲に必要な援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークを普及させることで、思いやりのある温かい地域社会の形成を図ります。
福祉、人権学習の推進	障がい者差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決及び偏見や差別の解消のため、「ゆりはま人権セミナー」「人権教育座談会」を実施し、地域、事業所、学校等における人権学習の推進を図ります。また認知症についての正しい理解と手助けの方法を学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。
障がいのある人の 人権に関する啓 発・広報活動の充実	障がいに関する理解を深めるため「障害者週間」（12月3日～9日）「障害者雇用促進月間」（9月）、「人権週間」（12月4日～10日）、「精神保健普及運動」（10～11月）などに合わせて、啓発・広報活動を推進します。また平成28年4月に施行された障害者差別解消法の周知を図り、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。
福祉教育の推進	学校教育の中で、障がいのある人や高齢者、園児などとのふれあいを通して、生命の尊厳や人間の生き方について学び、互いに支え合い、共に生きていこうとする態度を育てる福祉学習を実施します。また社会福祉協議会主催の福祉体験学習、高齢者・障がい者疑似体験などの体験型学習により、相手の立場や心情を思いやり、協力する心を育みます。

## 2. 人権・権利擁護の推進

障がいのある人も基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、人権・権利擁護の推進を図ります。

### 【施策の方向】

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、行政機関、民間事業者ともに障がいのある人に対する不当な差別的取扱いが禁止され、行政機関には障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられました。また障がい者の雇用や就労に関する差別を解消するための措置については、障害者雇用促進法が平成28年4月に改正施行されています。

今回実施したアンケートでは、成年後見制度について「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」「名前も内容も知らない」と答えた人が回答数の7割を超え、成年後見制度について周知が進んでいないことが浮き彫りとなりました。自らの意思を表明することに困難のある障がいのある人や高齢者などの人権や財産等の権利を守るために、地域包括支援センターと連携の上、引き続き成年後見制度の周知と利用促進を図っていきます。

また障がい者虐待については、報告例が極少数のため、氷山の一角なのかどうか分からないのが実情です。虐待の自覚がないまま、行っている可能性があるため、今後も啓発活動を行っていながら、虐待防止に努めていきます。

【主な事業】 第6章「第5期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内容
地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。 成年後見制度による支援を必要とする知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者に対し、その利用の促進に努めます。
権利擁護、虐待防止の啓発	成年後見制度の周知や消費者被害の未然防止を図るため、研修会を開催し、広く住民に周知します。 また民生児童委員協議会の研修会などで虐待についての研修を行い、虐待発見の早期通報を呼び掛け、地域ぐるみで虐待を防止する機運を高めます。
高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	高齢者及び障がい者の権利擁護に係る相談対応や虐待の早期発見のために「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、地域関係者のネットワーク構築を図っています。
障がい者虐待防止センターの整備	障がい者虐待防止センターにおいて、事案の早期発見、通報に基づく対応、相談支援体制の確立を図っています。 また施設入所者に対しては、県とも連携しながら対応し、事業所への指導を通して、虐待防止の意識付けを徹底していきます。

3. 地域における支え合い活動の促進

障がいのある人が地域で安心して生活できるように、地域住民やボランティア等による支え合い活動を促進し、地域福祉の増進を目指していきます。

【施策の方向】

障がいのある人が、地域で安心して生活を営めるよう、地域におけるNPO・ボランティア活動を積極的に支援するとともに、地域での人と人とのつながりを大切に、地域住民による支え合い活動を促進します。

また湯梨浜町地域福祉計画の基本方針や基本目標を踏まえ、障がいの有無に関係なく誰もが安心して暮らすことができるよう、自主的な地域福祉活動を促進し、自助・共助・公助がうまく組み合わされた地域の支援体制をつくっていきます。

一方で障がいのある人の地域活動の参加や交流を促進し、障がいのある人とない人の相互理解を図るとともに、障がいのある人の生活の幅を広げていきます。

#### 【主な事業】

事業名	内容
地域福祉活動の推進	障がいのある人の生活を支援するボランティアの育成などをはじめとする福祉ボランティア活動を促進するため、社会福祉協議会と連携の上、ボランティアの啓発、養成、相談及び情報提供などの支援事業の充実を促進します。
地域の見守り・支え合い活動の活性化	民生児童委員や愛の輪協力員、福祉推進員などの「見守り隊」などによる見守り活動、集落ごとの保健福祉会などによる地域福祉活動の活性化を促進させ、地域ネットワークの形成、発展を図ります。 特に個人情報保護の観点から、障がい者情報は把握されにくいため、障がいのある人自らが情報発信し、必要な支援に結びつくよう取り組みます。
地域福祉計画の推進	地域住民自らが相互につながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという「地域共生社会」の精神を高めるよう、地域における福祉活動を推進するための指針である「湯梨浜町地域福祉計画」を町民とともに推進します。また、障がい福祉施策におけるさまざまな取り組みについて、障がいのある人自らの意見を反映していくため、当事者参画の促進を図ります。
交流機会の拡大、充実による相互理解の促進	地域にある福祉施設等の交流イベントの活動を周知し、参加者の拡大等を図ります。 また、各種事業の企画段階から障がいのある人の参加を得ることで、地域活動の積極的参加や交流を促します。

## 【基本目標 2】障がいのある人の社会活動支援

---

自立した社会生活を営む上で就労の重要性は高く、経済的な面だけでなく、社会参加を図るといふ側面もあります。今後は障がいのある人の就労意欲を高めるとともに、企業における障がい者雇用に対する理解をさらに進めていく必要があります。

障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応として、障害者雇用促進法が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が新たに定められ、平成28年4月に施行されました。平成30年4月には法定雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が新たに追加されるとともに、民間企業の法定雇用率は段階的に引き上げられ、平成33年4月までには2.3%以上の雇用が義務付けられました。このように障がいのある人が一般就労をするための社会的条件の整備は進んできていますが、併せて職場で働くにあたっての支障を取り除くための措置を講じていく必要があります。

また障がいがある人の社会参加の促進のために、情報提供を十分に行うとともに、QOLを向上させ、豊かな心で活力あふれる生活ができるよう、スポーツ・レクリエーションや生涯学習の充実を図ります。

### 1. 就労の支援

障がいのある人の雇用を進めるためには、福祉施策と労働施策の連携による横断的な取り組みが必要です。公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターくらよしと連携しながら、就労が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障がいのある人が可能な限り一般就労ができるよう、障がい特性に応じたきめ細やかな就労支援策を推進します。

また、雇用に結びつきにくい障がいのある人を含め、一人でも多くの方が仕事に就くことを通じて社会参加し、働く喜びと生きがいを得られるよう支援していきます。

### 【施策の方向】

障がいのある人が就労を通じて社会に参加し、経済的基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がいのある人自身の力が十分発揮されるよう多様な働き方ができるための条件整備が必要です。

アンケート結果から、現在就労していない人について、就労希望の有無について質問したところ、「仕事をしたくない、できない」と回答した人が約6割でした。また職業訓練受講希望の有無について質問したところ、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」と回答した人が回答者数の7割近くという結果となりました。

障がいのある人の就労意欲を高めるためには、労働能力の向上や労働意欲の喚起、対人関係の調整や社会適応能力の向上などの適切な教育指導を行い、働く喜びや自己効力感を高めることが重要です。また働く場を選択でき、自分に合う職場を確保できるよう、学校における職業教育や進路指導の充実を促進していきます。

一方で、団体、企業等との連携により、雇用の場の拡大を推進していきます。町としては障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等へ優先的に発注を行い、障がいのある人の安定した収入の確保に努めていきます。

養護学校等卒業生や脳血管疾患等後遺症者、退院してもすぐに雇用結びつかない回復途上の精神障がいのある人など、民間企業での雇用が困難な人々のための福祉的就労などの活動の場を充実させるとともに就労定着・就労継続のために適切な支援ができる仕組みづくりを検討していきます。

【主な事業】 第6章「第5期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内容
障がい者雇用の促進、普及啓発	「障害者雇用支援月間」を通じて積極的に障がい者雇用について啓発するとともに、障がいのある人についての正しい理解や認識を深めます。また公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターくらよし等との連携のもとで、事業主に対する普及啓発活動を通して、障がい者雇用についての理解を促進するとともに、障がいのある人やその家族、事業所に対しての相談から職場定着までの支援を充実させます。
公的機関における雇用拡大の推進	公的機関等において障がいのある人の雇用を促進するとともに、適性や状況等に応じた作業委託など、職域の拡大を図ります。 また、行政関連業務の委託による雇用促進が図れるよう、その方策を検討します。
福祉的就労の推進と一般就労への移行支援	雇用結びつきにくい障がいのある人を支援するため、障がい者地域活動支援センターを通じて創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の充実を図ります。また、作業委託の拡大や特産品の開発等も視野に入れながら、工賃の向上に向けた取り組みを支援していきます。 働く意欲や能力のある人の就労支援や、福祉施設から一般就労への移行を進めるための就労移行支援を行い、福祉・労働・教育等の関係機関が地域において障がい者就労支援ネットワークを構築し、障がいのある人の適性に合った就職の斡旋等を行います。
障がいのある人の適性にあった就職の斡旋	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの職業紹介、職場適応援助者等の職業リハビリテーションを通じて、障がいの特性に応じて、福祉施設などと連携したチーム支援やジョブコーチなど、伴走型のきめ細やかな支援を行います。

障害者優先調達推進法による障がい者の雇用促進と企業支援	障がい者の経済的自立、障害者就労施設の受注機会の増大のため、町が調達方針を策定し、優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達が図られるよう、今後も引き続き努めていきます。
就労定着支援	障がい者の安定的な就労の継続支援のため、平成30年4月から就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や助言・指導等を行う障害福祉サービスとして「就労定着支援」が開始されます。具体的には生活リズムや勤怠・体調管理など、就労によって生じる生活面のアフターフォローを行い、就労定着を促進します。

## 2. コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、コミュニケーション支援の充実とともに正確な情報が広く公平に行き届くことが必要です。

視覚障がいや聴覚障がいなど個別のニーズに沿った手段・方法・媒体で情報提供をすることが情報の保障をする上で重要です。

### 【施策の方向】

視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報伝達手段及び行政情報の提供を充実させます。

視覚障がいのある人に対しては、引き続き、声の広報の発行や録音（デイジー）図書などの貸出しの推進、同行援護サービスなどの支援の充実を図ります。

聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳、要約筆記の派遣事業を行っているところですが、町行事等における手話通訳者の設置は少数に留まっていました。聴覚に障がいのある人の社会参加促進を図るため、鳥取県手話言語条例の趣旨を踏まえ、町行事における手話通訳者の派遣を促進し、福祉の増進を図ります。

またユニバーサルデザインの視点に立ち、すべての人にわかりやすい広報誌やパンフレットなどの内容充実に努めます。

### 【主な事業】

事業名	内容
視覚障がいのある人の情報伝達支援の充実	視覚障がいのある人に対して、広報ゆりはまや議会だよりをカセットテープに録音またはデイジー図書にして配布し、地域生活を送る上で必要度の高い町行政の情報提供を行っています。 また、鳥取県立図書館では約700冊のデイジー図書の貸出しを行っています。町立図書館とも連携しながら、視覚



	<p>障がいのある人の生活が豊かになるため、貸出しの推進を図ります。</p> <p>視覚障がいのある人のための障害福祉サービスである同行援護は外出時の歩行介助だけでなく、外出中の代筆代読も行っています。</p> <p>これらのサービスを総合的に推進し、視覚障がいのある人の情報伝達支援の充実を図ります。</p>
町行事における手話通訳者の派遣促進	<p>聴覚又は音声・言語に障がいのある人に対する手話通訳・要約筆記者の設置・派遣事業の充実を図ります。</p> <p>町行事等における手話通訳者の派遣を促進し、聴覚障がいのある人とない人が互いを尊重し、共生する地域社会の形成に寄与します。</p>
ユニバーサルデザインの視点に立ったわかりやすさを追求した広報の充実	<p>「すべての人にわかりやすく」というユニバーサルデザインの視点に立ち、文字の大きさや色、表現に留意し、わかりやすく正確な行政情報の提供と内容の充実を図ります。</p> <p>また、ケアマネージャーやケースワーカーなどの人的媒体の活用など、障がいの特性に応じてさまざまな手段で情報提供・情報発信を行っていきます。</p>

### 3. スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

障がいのある人もない人も、豊かで潤いのある生活を送る上で大切なことの一つに余暇、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加が挙げられます。

スポーツや芸術・文化活動などの参加は、生きがいや自信をもたらし、地域との関わりは、社会参加を促進します。

#### 【施策の方向】

障がいのある人やボランティアがより多くの行事や活動へ参加し、障がいのある人が楽しむことができる機会の提供はもとより、レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するためのさまざまな機会を提供し、より質の高い生活の向上に努めます。また各種事業を開催するときは、申込方法やチラシ内容を工夫するなど、障がいのある人が積極的に活動に参加できるような配慮や環境整備に取り組んでいきます。

また2020年（平成32年）に開催される東京オリンピック、パラリンピックは障がいのある人が積極的にスポーツに取り組む格好の機会となります。これを好機として、誰もが身近な地域でスポーツを気軽に楽しめるような環境づくりを推進していきます。

【主な事業】

事業名	内容
移動手段の支援	<p>障がいのある人の余暇活動等に必要な移動手段を確保するため、ガイドヘルパーの派遣を充実するとともに、誰もが利用しやすい制度となるよう、制度の運用を図りながら検討を進めます。</p>
生涯学習の推進	<p>障がいのある人、子ども、高齢者など、さまざまな特性を持った人々が共に生きる社会を目指し、ノーマライゼーションを推進する学習機会の充実を図るなど、生涯学習を推進します。</p> <p>障がいのある人を含むすべての町民が「いつでも」「どこでも」「生涯にわたり」身近な地域において学習・文化活動に親しめるよう、幅広い対象やテーマによる文化活動や公民館事業の推進に努めます。</p> <p>また、県立図書館では図書館を利用するのが困難な人、直接来館ができない人には利用者登録の上、郵送での貸出しサービスを行います。</p>
スポーツ・レクリエーションの推進	<p>「いつでも」「どこでも」「誰でも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、地域におけるスポーツ文化の振興を図ります。</p>
障がい者スポーツの推進	<p>郡や県の身体障がい者体育大会の参加を促進するとともに、町身体障害者福祉協会との連携を図りながら、参加者の増大に努めます。</p> <p>また障がい者スポーツ体験教室の開催など、障がいのある人もない人も一緒に楽しめるような障がい者スポーツの普及啓発を行っていきます。</p>

## 【基本目標 3】 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進

障がいのある人が心身の健康の保持や増進に必要な支援を提供するとともに、地域の中で健やかに安心して生活できるよう、障がいの重症化の緩和、合併症や二次的障がいの予防などに取り組みます。

また、発達障がいや高次脳機能障がいの人への支援や近年増加している精神疾患の予防推進など、保健、医療、福祉の連携のもと、障がいの状況に応じた総合的な施策推進を図っていきます。

### 1. 健康づくり・予防活動の充実

食習慣や運動習慣などが疾病の発症に深く関与している生活習慣病の予防は、高齢化が進む障がいのある人の健康維持にも重要であり、さまざまな疾患が原因で腎臓機能障害などの内部障害に進行する例も多いことから、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療につなげていきます。

また、母子の健康保持及び疾病の予防、障がいの早期発見・早期支援など、母子保健の充実に努め、安心・安全な出産と子どもの健やかな成長を支援していきます。

#### 【施策の方向】

生活習慣病の予防として住民に正しい知識や意識啓発を図るために、健康教育、健康相談の充実に努めます。

妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の推進を行い、安心・安全な出産ができるよう、妊娠、出産や育児に関する相談や適切な支援などを行います。

#### 【主な事業】 第7章「第1期障がい児福祉計画」にも記載

事業名	内容
基本健康診査の受診勧奨	疾病の早期発見・早期治療のため、町報やホームページへの掲載や保健推進委員による呼び掛け、未受診者への文書勧奨を行い、町実施の8種目健診、医療機関検診の受診率向上を目指します。
健康教育、健康相談の充実	町民が地域で健康に生活できるよう、保健師、栄養士による健康相談、各種測定、栄養指導などを行います。また健康体操やノルディックウォーク実技指導を行い、町民の健康維持や健康増進を図っていきます。 また生活習慣病やガン、骨粗しょう症の予防についての講演会を開催し、町民の生活を改善するとともに、健康についての意識向上を図っていきます。
妊産婦に対する支援	妊婦の健康保持と増進のため、妊娠届出日から出産までの妊婦健診が公費で受けられるよう、受診券を交付します。また妊娠中の夫婦や産後の夫婦を対象に「両親教室」

	を開催し、子育てに関する知識を学んだり、情報共有の場を提供します。
乳幼児に対する支援	出生児・産婦を対象に家庭訪問をする「赤ちゃん訪問」や各種健康診査を実施し、疾病、発育・発達の遅れ、障がい等を早期に発見し、障がいに伴う症状の軽減や自立に向けて、適切な支援につなぎます。
乳幼児の健康増進や育児に関する指導	歯科健診やフッ素塗布を行い、乳幼児期から健康な歯や口腔の状態を維持します。 また、離乳食講習会など、成長時期や個別に応じた栄養指導やその他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の維持・増進を図ります。

## 2. 保健、医療との連携

障がいのある人、障がいのある子どもが地域で安心して暮らすことができるよう、医療機関との連携を強化するとともに、適切な時期に医療や療育が受けられるよう努めます。

さらに、障がいのある人がいつでも適切な医療サービスが受けられるよう、障がいに対する専門的な医療に限らず、日常的な診療、治療を提供していくことで、障がいに伴う症状の軽減及び重度化や二次障がい、並びに合併症の防止を図っていきます。

### 【施策の方向】

保健所、医療機関、療育センター等と連携し、乳幼児期から就学期まで一貫した治療、療育を行うほか、子育て全般も含めた相談や助言などができるように保健・医療・福祉が密接に連携する支援体制の確立に努めます。

人工呼吸器などを必要とする療養患者が、安心して地域で暮らしていくことができるような在宅医療の確保を行います。

さらに、障がいのある人の多くは継続した治療が必要であり、安心して病院に通えるよう、通院に係る経済的負担の軽減を図り、自立した日常生活を支援します。

### 【主な事業】

事業名	内容
早期療育体制の強化	保健所、医療機関、療育機関、児童相談所等の関係機関との連携により、医学的診断、検査、発達評価、子育て全般も含めた日常生活援助や発達援助への助言を行うなど、保健、医療と連動した療育体制の強化を進めていきます。
在宅医療・在宅ケアの充実	医療機関、訪問看護事業者、保健師、ホームヘルパーなど関係機関の連携を確保し、重度障がいのある人や難病患者などに対する在宅ケアの充実を図ります。

各種医療費助成事業の実施	<p>自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や特別医療費助成制度（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者）による医療費自己負担額の助成のほか、町単独事業として心身障がい者（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2級所持者）に対する医療費自己負担額の半額助成（入院時の食事療養費を除く。）を行い、障がいのある人の医療費の負担軽減を行います。</p> <p>※所得要件あり</p>
心身障がい者交通費助成事業の実施	<p>人工透析や精神通院など継続的な障がいの治療や、訓練のために病院や作業所等に通院通所する障がい者のある人を対象に、町単独事業として交通費の半額助成を行います。</p> <p>※所得要件あり</p>

### 3. 発達障がい、高次脳機能障がい、精神に障がいのある人への支援

発達障がいや高次脳機能障がいについては、これまでさまざまな制度の狭間にあり、支援が立ち遅れていました。今後は子どものみならず、成人期における対応が必要な発達障がいの人への支援の充実や、事故、疾病等で高次脳機能障がいとなった人などの社会復帰など、一層の支援を図っていく必要があります。

また近年、うつやストレス性障がいの発症率が上昇し、働き盛り世代の自死が増加しています。他にもアルコール関連問題やまたひきこもり者の増加など、こころの健康に関する課題は山積みになっています。

本町においても精神保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院医療）の受給者が増加していることから、速やかに適切な治療につなげ、ストレス対策を含むこころの健康づくりの推進を図ります。

#### 【施策の方向】

引き続き、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携の上、個々のライフサイクル・ライフステージに沿って、発達障がいのある人や高次脳機能障がい、精神に障がいがある人の自立や社会復帰の支援を行っていきます。

増加する精神疾患の対応として、発症からできるだけ早期に適切な医療に結びつくよう、精神疾患や精神医療の正しい知識の普及とともに、身近な相談体制の確立を図ります。また、疾病そのものの予防、症状の悪化や再発防止のため、ストレス対策を含むこころの健康づくりの推進を図ります。

#### 【主な事業】 第6章「第5期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内容
発達障がいの早期発見・早期支援	<p>発達障がいのある人の心理機能の発達及び円滑な社会生活を促進するため、早期に支援を行えるような体制づくりを進めます。</p>

<p>発達障がいや高次脳機能障がいのある人の相談支援体制の充実</p>	<p>発達障がいや高次脳機能障がいのある人とその家族が抱えている悩みや不安について、身近なところで相談への対応、助言・指導、情報提供が行えるよう、倉吉保健所、倉吉児童相談所や発達障がい者支援センター「エール」、中部障がい者地域生活支援センター等の相談機関や医療機関との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。</p>
<p>発達障がいや高次脳機能障がいのある人の就労支援</p>	<p>発達障がいや高次脳機能障がいのある人の自立と社会生活を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターくらよしなどの関係機関との連携により、就労支援を希望する発達障がいや高次脳機能障がいのある人に対する就労の支援に努めます。</p>
<p>発達障がいや高次脳機能障がいの理解促進</p>	<p>発達障がいや高次脳機能障がいのある人が、地域において円滑な意思疎通が図れ、社会生活に支障がないように、あいサポート運動の推進など、啓発活動を推進します。</p>
<p>精神疾患・精神障がいの理解促進</p>	<p>家族や関係機関、団体の協力を得ながら、精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発活動を行い、精神障がいのある人に対する正しい理解を広めます。</p>
<p>こころの健康づくりの推進</p>	<p>睡眠障害を切り口に、県と連携の上「眠れていますかキャンペーン」を展開し、うつ病予防・自死対策を図っていきます。</p> <p>また、メンタルヘルスに関する研修会の開催や悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して、孤立や孤独を防ぐ「ゲートキーパー」の養成など、町全体でこころの健康の向上に取り組みます。</p>
<p>当事者会の活動支援</p>	<p>精神障がいのある人やその家族が精神の安定や社会参加促進のために、当事者会「SMILE（すみれ）の会」や精神障がい者家族会「ひまわり家族の会」などの活動を通じて、親睦を深めたり、精神保健福祉に関する情報提供・情報交換する場を提供します。</p> <p>また、就労等のため、平日参加できない人もいるため、休日の開催も検討していきます。</p>
<p>精神障がいのある人の社会復帰への支援</p>	<p>地域活動支援センターや地域作業所などが、精神障がいのある人の社会復帰と社会適応に向けて各種事業を行い、精神障がいのある人の在宅生活と社会参加を支援していきます。</p>
<p>精神障がいのある人の退院促進の支援</p>	<p>精神科病院から退院可能な患者が、早期に退院して地域で自立した生活ができるよう、本人、患者の家族、地域、医療機関のそれぞれの立場において、退院を促進するための普及啓発を進めるとともに、退院への動機づけや病状悪化の対応が十分になれるよう、福祉と医療の連携を強化します。</p> <p>また、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居</p>

	が困難な人に対して、入居手続きに関する支援や関係機関との連絡調整、サポート体制の調整等の支援を行う住宅入居等支援事業（住居サポート事業）を進めていきます。
--	---

#### 4. 多面的関わりを要する人への支援

不登校、自傷行為、摂食障がい、暴力、ひきこもりといった不安定な思春期に発生しやすい問題が近年複雑化かつ深刻化しており、今後は切れ間のないきめ細やかな支援体制の確立が求められています。

##### 【施策の方向】

これらの問題は長期化する傾向があり、精神疾患を発症したり、ベースに発達障がいなどの心理的な発達上の問題を抱えている場合も散見されるため、学校卒業後の継続支援を行っていく必要があります。学校や関係機関等と連携しながら、継続的で切れ間のない支援を行っていきます。

##### 【主な事業】

事業名	内容
思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立	不登校、摂食障害といった思春期から多く見られる疾患や障がいに対し、学校教育と保健・福祉が連携し、学校卒業後においても継続した相談支援を受けられる体制づくりを行います。不登校や子どもの発育や発達、教育などの相談を行う中部子ども支援センター、不登校やひきこもりの高校生、青少年に対して支援を行う中部ハートフルスペースなどとも連携し、切れ目のない相談支援体制の確立を目指します。
ひきこもりの人への支援推進	ひきこもりの人の自立を推進するため、鳥取青少年ピアサポート、とっとり若者サポートステーション等と連携し、本人やその家族への相談支援、社会参加の促進などの支援を推進していきます。

## 【基本目標 4】人にやさしい福祉のまちづくりの推進

地域社会は、障がいのある人、高齢者、子ども、妊産婦、外国人など多様な特性を持つ人で構成されています。物理的、社会的すべての障壁を取り除くバリアフリーという視点とともに、誰もが安心・安全で快適に暮らすことができるというユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしい福祉のまちづくりを推進していきます。

### 1. 福祉のまちづくりの総合的推進

急速な高齢化や障がいのある人の社会参加意欲の高まりを背景として、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が個人として尊重され、さまざまな交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる地域社会を実現することが求められています。

#### 【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が安心して日常生活を過ごすことができ、等しく社会参加ができるよう、町民、企業等と連携してバリアのないまちづくりを総合的に推進します。

また、年齢、性別、国籍、障がいの有無など人々が持つさまざまな違いを互いに認め合いながら、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するユニバーサルデザインの考え方を広め、福祉のまちづくりの実現に向けた取り組みを展開していきます。

#### 【主な事業】

事業名	内容
公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進	既存の公共施設は予算面の制約もあるため、できる範囲から優先順位をつけて、改修や整備を行っていきます。 また、新しく建設する公共施設は設計段階からユニバーサルデザインの導入を図り、周辺道路等の歩行空間のバリアフリー化とともに一体的な整備に努め、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるように整備を進めます。
福祉のまちづくり計画の推進	ユニバーサルデザインの理念のもと、物理的、社会的、心理的側面からの環境整備を目指した福祉のまちづくり計画を推進し、横断的な施策の展開を行います。
バリアフリー調査の実施(新)	障がい者団体参画のもと、障がいのある人の視点から施設の利便性、機能性を検証するバリアフリー調査を定期的実施します。



ユニバーサルデザイン研修の実施（新）	年齢、性別、文化、身体状況などの特性や差異に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するユニバーサルデザインの概念について、行政が率先垂範するため、研修を実施し、画一的な接遇ではなく状況に応じた心配りができるように「おもてなし」の心にあふれた接遇のレベルアップを目指します。
--------------------	--

## 2. 住宅・生活環境の整備

障がいのある人もない人も、すべての人々が個人として尊重され、さまざまな交流やふれあいの中で安心して生活することができる地域社会を実現することが求められています。

### 【施策の方向】

県・中部圏域全体でグループホーム等の整備に取り組んでいくとともに、障がいのある人が安心して在宅で生活が送れるよう、既存住宅の住宅改修助成等を通して住宅のバリアフリー化を促進し、障がいのある人の住宅施策を推進します。

また、地区集会所や公民館のバリアフリー化に要する費用の一部を助成する小地域拠点集会所バリアフリー事業や、民間事業所のバリアフリー化を推進するバリアフリー環境整備促進事業などを推進し、生活環境の整備も進めていきます。

### 【主な事業】 第6章「第5期障がい福祉計画」にも記載

事業名	内容
住宅のバリアフリー化の推進	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、年齢や特性に応じて、障がい福祉、介護保険制度を活用し、既存住宅のバリアフリー化を推進します。
グループホーム等の整備促進	家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする人に対して、地域での自立生活を支援するため、グループホーム等の整備を県・圏域全体で促進します。 また住環境の充実と合わせて、地域作業所や地域活動支援センターの日中活動の場としての利用など、障がいのある人の地域生活を支えるような体制の整備検討を進めていきます。
バリアフリー環境整備促進事業	民間の建築主が町内の特定建物のバリアフリー化を促進し、利用性、安全性の向上を図る建築物の改修事業に対して補助をします。
小地域拠点集会所等バリアフリー事業	高齢者や障がいのある人が、安心して町内の地域交流ができる拠点づくりの一環として、集会施設のバリアフリー化を行う行政区に対して100万円を上限として2/3の補助を行います。

### 3. 道路・交通環境等移動手段の整備

障がいのある人の活動範囲を拡大するためには、安心して自由に外出できるまちづくりを進めていくことはもとより、円滑に利用できる交通環境の整備及び移動の手段の確保が重要となっています。

#### 【施策の方向】

障がいのある人が活動範囲を広げ、よりアクティブな生活を実現できるよう、誰もが利用しやすい歩行空間の整備に努めます。

また、外出時の付き添いをするガイドヘルパーの派遣等移動支援を充実させ、障がいの特性に応じた支援の確保を図ります。

#### 【主な事業】

事業名	内 容
歩行空間の整備	国（国土交通省）、県（県土整備局）と連携しながら、駅や公園、公共施設を中心とした地域の歩道を整備し、歩行者にとって安全で安心して歩ける歩道づくりに努めます。また、障がいのある人が積極的に社会参加するためにも歩道等における段差解消や車椅子等に配慮した移動経路の確保、さらにグレーチングの整備を推進し、バリアフリーの道づくりを目指します。
補装具支給制度の実施	障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ることを目的として、身体の欠損や損なわれた身体機能を補完するために、補装具を支給します。
ハートフル駐車場の利用促進	障がいや高齢で歩行が困難な人、ケガや出産前後で一時的に歩行が困難な人などが施設の専用駐車場を適切に利用できるよう、ハートフル駐車場利用証の交付を促進します。
移動支援の支援（再掲）	障がいのある人の外出を支援するため、ガイドヘルパー派遣事業を推進します。

## 【基本目標5】 災害時・緊急時のときに安全で安心なまちづくりの推進

東日本大震災や熊本地震、平成28年10月に発生した鳥取県中部地震での教訓を踏まえて、障がいのある人が日常時のみならず、災害時・緊急時にも安全で安心に避難できる支援体制を確立し、「災害に強い湯梨浜町」を推進していきます。

### 1. 日常における「支え愛活動」の推進

障がいのある人も含めて、誰もが地域で安全かつ安心に日常生活を過ごすことができるよう、見守り・声掛け活動の強化や防犯、防災情報の提供など、日常における「支え愛活動」の推進をしていきます。

#### 【施策の方向】

地域住民が主体となって「支え愛マップ」の作成を通し、障がい者等の要配慮者に対して災害時だけではなく、平常時の見守り体制の強化に努めます。併せて民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など福祉ネットワークの強化を図ります。

また、障がいのある人や高齢者等が悪質商法の被害にあわないよう、情報提供などを進めるとともに、緊急時の連絡体制等の確立に努めます。

#### 【主な事業】

事業名	内容
支え愛マップの普及、活用	支え愛マップの普及や活用を通して、障がいのある人、一人暮らし高齢者、要介護者など支援が必要な人の災害時の避難支援の仕組みづくりや平常時の見守り体制の確立などを推進していきます。
福祉マップの作成	民生児童委員協議会において、担当地区の障がいのある人、一人暮らし高齢者、要介護者などの支援が必要な人を地図に落とし込んだ福祉マップを毎年更新し、見守り・声掛け活動を行っていきます。
地域の見守り・支え合い活動の活性化	「基本目標1 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進」に記載
緊急通報事業の利用促進と緊急時の連絡通報体制の整備	各家庭に設置している音声告知器を活用し、一人暮らしの高齢者や障がいのある人を対象に、緊急時にあらかじめ登録された協力者へメール等で通知をします。
消費者被害の予防啓発	悪質商法や特殊詐欺被害防止のための研修や中部消費生活センターによる出前講座や出張相談所を開催し、近年増加している消費者被害の発生及び拡大の防止を図ります。

## 2. 災害時支援体制の強化

災害に強い安全で安心な地域づくりを推進するためには、「自助」「共助」「公助」がキーワードとなってきます。大規模な地震、水害などの災害発生直後は、行政の対応能力をはるかに超える被害が予想され、住民と地域を守る自主防災組織の機能強化や底上げを行なっていく必要があります。

アンケートの結果、防災訓練に参加したことがないと回答した人は回答者数の約3割、また防災訓練に参加しない理由として、「会場へ行くのが大変」「忙しい」などの実施の有無を知らなかった以外の理由を挙げた人が5割強ありました。障がいがある人も自分の身は自分で守るといった「自助」の意識を醸成し、啓発していく必要もあります。

また、鳥取県中部地震の教訓を踏まえて、災害時の情報伝達体制、避難誘導、救護対策など災害のさまざまな場面において、さらに具体的に検討を進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

避難行動要支援者名簿の作成促進、災害時に機能する自主防災組織の育成強化など、共助力の強化を推進していきます。

併せて福祉避難所の整備や救護対策の推進、障がいのある人も参加する防災訓練の充実を図っていきます。これらの施策を総合的に推進し、多様な特性に対応し、すべての障がいのある人が安全に避難できるような防災体制の確立を進めていきます。

### 【主な事業】

事業名	内容
避難行動要支援者名簿の作成促進	障がいのある人、高齢者など災害時に特に配慮を要する避難行動要支援者名簿への登録を促進し、災害時にスムーズに避難できる支援体制の確立を図ります。
防災訓練の充実	町防災訓練や地域での訓練、要配慮者施設での訓練などを利用して、障がいのある人も含めた災害時の要配慮者の救助や救護に関する訓練の充実を図ります。
福祉避難所の整備検討(新)	圏域を越えた福祉避難所の受入体制の確保や災害の長期化を想定した避難所の整備について検討を推進していきます。また、町内避難所において、障がいの多様性に対応できるよう備品、器具等の整備を進めていきます。
自主防災組織の育成強化	災害時の避難誘導方法や協力連絡体制、自主防災体制を確立し、災害時に機能できるような実効的な自主防災組織の育成、強化を図ります。
高齢者等支援が必要な人への災害時の注意喚起	一人暮らしの高齢者等に対して、豪雨・豪雪などが予測される時に、地域包括支援センター職員が電話や訪問で注意喚起を行います。

<p>災害ボランティアの養成(新)</p>	<p>社会福祉協議会が主体となり、災害発生時及び災害発生後に復旧活動や復興活動を支援する災害ボランティアの養成を推進していきます。</p>
<p>障がいのある人の防災・減災対策(新)</p>	<p>地震等の災害時に、家具転倒による被害を最小限に抑えるための家具転倒防止器具の取付けなど、防災・減災対策について検討していきます。</p>